



事例をご紹介します。

CASE 01

集落全戸が加入している集落営農を 後継者確保のために法人化した事例

法人化のきっかけ

- * 大区画は場整備を契機に、効率的な農業を目指して、農家が個人で所有している機械等を共同利用で作業するために、集落全戸が参加する集落営農（農家戸数40戸、農地面積60ha）を設立。
- * 現在は集落営農の運営も安定しているが、組合員の高齢化が進んできたことから**後継者の確保**や**経営の発展**のために法人化を決意。
- * 組合の構成員の多くが兼業農家であるので、**従事分量配当**（事業に従事する組合員に対して確定給与を支払わず、剰余金の配当を従事分量又は利用分量の割合に応じて支払う）が可能で、議決方法も**従来と変わらない多数決（一人一票制）**で決定する**農事組合法人**を設立することとした。

後継者の確保や
経営発展の
ためには
法人化かな



法人化後の展開

- ◎ **次世代を担う若者育成**のため、若い組合員に大豆作を任せ、部門別の損益管理と機械作業等技術の習熟を図り、後継者を計画的に育成。
〔法人化後2年で40代の組合員2名が役員に就任〕
- ◎ 地域の若者が農業と接点を持てるよう、夏休み期間などに**組合員の子ども達をアルバイトとして積極的に雇用**。アルバイトから**2名が正社員**になった。
- ◎ 個人所有だった農業用機械等を更新のタイミングで**法人所有の大型機械に切り替え**たことにより、**作業効率がアップ**。
- ◎ 農作業をする人員の確保に目途がついたことから、規模拡大を検討。若い組合員を中心に新たな作目についてアイデアを募集。その結果、イチゴのハウス栽培を導入。
〔法人化前：売上3千万→法人化後2年で5千万円〕

活用できる支援策



<農業経営相談所>

都道府県段階に設置した農業経営相談所で、税理士や中小企業診断士等の専門家が各種経営課題の相談に対応いたします（無料）。

定款の作成、経営計画の策定等についてもご相談ください。

詳細はコチラへ→



- ★「若者が継ぎたい経営を目指す」という経営方針を作り、地域の若者を積極的にアルバイトに雇用した結果、**地域の雇用の受け皿**となるだけでなく、**地元に残る人数も増えた**。
- ★これらの取組みにより、**若手の組合員が積極的に経営に参画**してくれるようになった。

地域の雇用の
受け皿になった



集落営農のうち複数戸が 独立して法人化した事例

法人化のきっかけ

- *大規模集落(農家戸数80戸、農地面積100ha)で、田植えなどの基幹的な作業を8戸の農家が行い、その他の農家が草刈りや水路管理などの補完的な作業を行うオペレーター型の集落営農(農家戸数30戸、農地面積40ha)を設立。
- *集落内の農家の高齢化が進み、集落営農の一部の組合員に農地が徐々に集積してきたが、その組合員にも**後継者がいないため、将来に危機感を感じた有志**(基幹的な作業を行う農家のうち7戸)が集落営農の法人化を発起。
- *集落営農内で議論を進めるも全員の合意は得らなかったことから、**有志のみ**での法人化を決意。**迅速な意思決定が可能**な株式会社を設立。



法人化後の展開

- ◎転作による露地野菜と周年雇用ができるように施設野菜を新たに導入し、**毎年1名の従業員を雇用することが可能**となった。雇用した従業員の中から**役員に登用する者を選定し、計画的に育成して後継者候補を確保**。
- ◎稲作だけでなく野菜の品目が増えたことから、地域住民との交流を増やすため、**直売所を開設し、売上が着実に増加**。
〔法人化時点: 売上2千万円→法人化後5年: 6千万円〕
- ◎法人化と直売所の運営により、**地域での信頼や認知が向上**し、集落内の農家からの農地の借受面積が増加。**法人化後5年で集落内の農地面積の8割(80ha)を集積・集約**。

活用できる支援策

<人・農地プラン>

地域の未来の設計図である「人・農地プラン」の策定に向けた地域の話し合いに参加してください。

話し合いを通じ地域の農地利用を担う人が明確になります。

詳細はコチラへ→



- ★地域の農業に対する危機感を共有した有志が力を合わせることで、**周年雇用が可能な多角化経営に取り組むことができた**。
- ★実際の取組みを地域の人が知る中で**賛同者が増え、農地の集積**につながった。
- ★法人の役員(60代～70代)の子供達による継承が見込めない中、**採用した従業員に法人の経営を委ねる構想**で進めている。

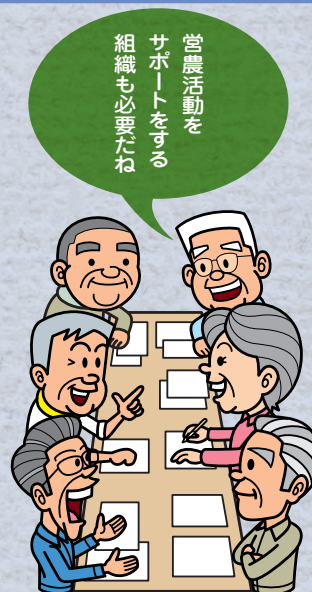
周年雇用が可能な
多角化経営にできた



他の集落営農とともに 2階建て法人化した事例

法人化のきっかけ

- *集落を単位とする6つの集落営農の代表が出席した市役所が主催する会議の場で、高齢化の進展や担い手不足に関する問題意識を共有。地域間競争力の強化に向け、**6つの集落営農を一括した組織を設立する機運が高まる。**
- *農業用水路・里山などの地域資源の維持や農地利用調整などをより円滑に実施し、**営農活動を行う組織のサポートができるような新たな組織も必要。**
- ***新たな組織は農地を持たない地域住民も参加しやすく、地域の中心となるために一般社団法人（1階部分）とし、営農活動を行う組織は株式会社（2階部分）として、2つの法人を設立。**



法人化後の展開

- ◎**一般社団法人（1階部分）**は、地域住民も含めた会員がそれぞれ自分ができる草刈りや里山保全などの取組みを頑張ることによって、**地域資源を守る取組が活性化。**
- ◎**株式会社（2階部分）**は、6つの集落で広域に経営することで**生産性の向上と戦略的な販売が可能**となった。
- ◎**農地利用調整を一般社団法人（1階部分）に任せ**たことが**経営効率化につながり、農家レストランを新たにオープン。**農家の女性などの**雇用の場が拡大。**
〔法人化前：5名→法人化後2年：13名〕

活用できる支援策



<多面的機能支払交付金>

- ◎農業者等で構成される組織が、地域共同で取り組む水路・農道等の地域資源の基礎的な保全活動等について計画を作成して活動を行う場合、農用地の面積に応じて一定額が交付されます。

詳細はコチラへ→



<食料産業・6次産業化交付金>

- ◎六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等であれば、事業制度資金等の融資を活用して加工・直売施設を整備した場合一定額が交付されます。

詳細はコチラへ→



- ★集落の範囲を越えた雇用の場ができたため、**外部の人材などの確保が容易に。**
- ★**株式会社は、一般社団法人の営農サポートにより、営農活動や先端技術（園芸施設・地下水位制御システム）の導入に専念できた。**
- ★**一般社団法人は、地域住民との連帯感の醸成に貢献しており、営農サポートにとどまらず、むらづくりに向けた様々な地域活動（地域内の河川における環境学習会、伝統行事の保存）の推進母体となった。**

経営発展と共に
社会的責任も意識

